

青森県報

号外第三十号

令和七年
三月三十一日
(月曜日)

目次

訓令

○青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…
○職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同)…

訓令

青森県訓令甲第十三号

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県職員安全衛生管理規程(昭和五十二年四月青森県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「。以下「行政組織規則」という。」を削り、「、行政組織規則」を「、同規則」に改め、同条第三号中「行政組織規則第四条」を「青森県行政組織規則第四条」に、「及び行政組織規則」を「及び同規則」に改め、同条第四号中「各

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

課」の下に「(室を含む。)」を加え、「(地域県民局にあつては、部。第二十条第一項を除き、以下同じ。)」を削る。

第十六条第三項中「所在地の区域を所管する地域県民局の所管区域(行政組織規則第三十条第一項に規定する所管区域をいう。次条第二項第二号において同じ。)」を「所在する次に掲げる区域」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 青森市及び東津軽郡の区域
 - 二 弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡及び南津軽郡の区域
 - 三 八戸市及び三戸郡の区域
 - 四 五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡の区域
 - 五 十和田市、三沢市及び上北郡の区域
 - 六 むつ市及び下北郡の区域
- 第十七条第二項第二号中「その」を「同項各号の区域ごとに、その」に、「所在地の区域を所管する地域県民局の所管区域内」を「所在する当該区域内」に改める。

附則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

青森県知事 宮 下 宗一郎

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、七六〇円」を「六、八三〇円」に、「六、六三〇円」を「六、六七〇円」に改め、「第一部・第二部特別課程研修」の下に「(法制集中研修を受講する場合に係るものに限る。)」を加え、「(法制集中研修を受講する場合に係るものに限

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

る。」を削り、「六、八九〇円」を「六、九八〇円」に、「六、九〇〇円（法制集中研修を受講しない場合にあつては、六、七三〇円）」を「六、八六〇円」に、「六、六一〇円」を「六、九〇〇円」に、「六、四〇〇円」を「六、五一〇円」に、「二、九二〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、九〇〇円」を「二、九九〇円」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭